

急速充電設備の条例適合チェック表

春日井市火災予防条例第 11 条の 2

消防長が認める延焼を防止するための措置が講じられている急速充電設備

項目	審査内容	適合
筐体	筐体は不燃の金属材料で厚さがステンレス鋼板で 2.0mm 以上又は鋼板で 2.3mm 以上である。	[適 ・ 否]
安全装置	安全装置（漏電遮断器）が設置されている。	[適 ・ 否]
内蔵可燃物	筐体の体積 1 m ³ に対する内蔵可燃物量（電装基板等の可燃物の量）が約 122kg 以下である。	[適 ・ 否]
蓄電池	蓄電池が内蔵されていない。	[適 ・ 否]
太陽光発電	太陽光発電設備が接続されていない。	[適 ・ 否]

以上のとおり、春日井市火災予防条例第 11 条の 2 に定める消防長が認める延焼を防止するための措置が講じられている急速充電設備の要件を満足していることを証明します。

令和 年 月 日

【急速充電設備製造業者】

印